

千葉労働局発表
令和4年11月8日

1及び2の照会先

千葉労働局労働基準部賃金室
室長 庄司 淳
室長補佐 坂本 知穂
(電話) 043-221-2328

3及び4の照会先

千葉労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官
堀江 昌生
室長補佐 竹中 広治郎
(電話) 043-306-1860

報道関係者 各位

千葉県下の2件の特定最低賃金を改正します

－効力発生日は令和4年12月25日－

千葉労働局長（局長：江原由明）は、千葉県下に設定されている7件の特定最低賃金のうち2件について、次のとおり改正します。

1 改正内容（金額は時間額）

	件名（業種）	改正額	発効日	改正前	引上額
特定最低賃金	鉄鋼業	1,054円	令和4年12月25日	1,023円	31円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,013円	令和4年12月25日	981円	32円

2 改正の経過

本年8月2日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会（会長：大澤克之助）に、7件の特定最低賃金について、改正の必要性の諮問をしました。その結果、上記2件の改正を行うこととされ、それぞれに専門部会の設置、審議が行われ、10月5日と同月7日に上表の内容の答申がありました。官報公示等を経て、答申どおり、令

和 4 年 12 月 25 日から発効します。

- 3 厚生労働省では、中小企業の最低賃金引上げ支援策である「業務改善助成金」制度（別添 1、2 リーフレット参照）について、令和 4 年 9 月 1 日からさらに使いやすく拡充するなどして、本特定最低賃金改正についても、業務改善助成金の活用を推奨しています。
- 4 千葉労働局では、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉働き方改革推進支援センター」（電話 0 1 2 0 - 1 7 4 - 8 6 4・別添 3 リーフレット参照）を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金の申請の相談等に応じています。

(参考)

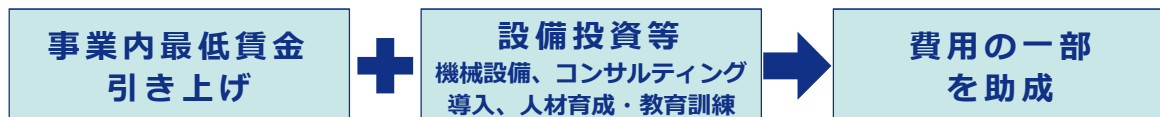
- ア 最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の 2 種類があり、特定最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。産業別の労働者又は使用者の代表者が、基幹的労働者を対象に地域別最低賃金より金額が高い最低賃金が必要と申し出たものについて、千葉労働局長が千葉地方最低賃金審議会の意見を聴いて設定しています（最低賃金法第 15 条第 1 項・2 項）。
- イ 別表 1 の千葉県の最低賃金一覧表のとおり、千葉県下には 7 件の特定最低賃金があり、○調味料製造業最低賃金、○はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、○計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金、○各種商品小売業最低賃金、○自動車(新車)小売業最低賃金の 5 件については、令和 4 年度は改正されていません。
- ウ 地域別最低賃金である千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される千葉県最低賃金は、令和 4 年 10 月 1 日に時間額 984 円に改正されました。
- エ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
なお「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、令和 4 年 10 月 1 日効力発生の千葉県最低賃金の改正により特定最低賃金を千葉県最低賃金が上回るため、同日より 12 月 24 日の間は千葉県最低賃金 984 円の適用となります。
- オ 次に掲げる者（基幹的労働者以外の者）は、「千葉県最低賃金」が適用され、特定最低賃金は適用されません。
☆18 歳未満又は 65 歳以上の者、☆雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの、☆清掃又は片付けの業務に主として従事する者、☆その他、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、別表 1 の千葉県の最低賃金一覧表の「最低賃金の適用について」欄をご参照下さい。
- カ 平成元年度以降の千葉県の最低賃金の推移については、別表 2 のとおりです。

業務改善助成金（通常コース）のご案内

※ 令和4年9月から「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実しました

【千葉版】

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご利用ください。

特例コースとの違い

業務改善助成金は、通常コースと特例コースがあります。通常コースは今後の賃金引き上げ（申請後に引き上げ）、特例コースは過去の賃金引き上げが対象になります。ただし、特例コースは利益率、売上等が基準以上減少していることが申請の必須要件になります。

- (例) ・千葉県最低賃金の改正に合わせて令和4年10月1日に時間額953円から984円に引き上げた後、さらに1014円に引き上げることを計画している。→ **通常コース**
 ・千葉県最低賃金の改正に合わせて令和4年10月1日に時間額953円から984円に引き上げた。原材料費の高騰で、売上高総利益率が対前年同月比5%ポイント低下している。→ **特例コース**

対象となる設備投資等 ※生産性向上、労働能率の向上に資するものに限りです。

機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など。

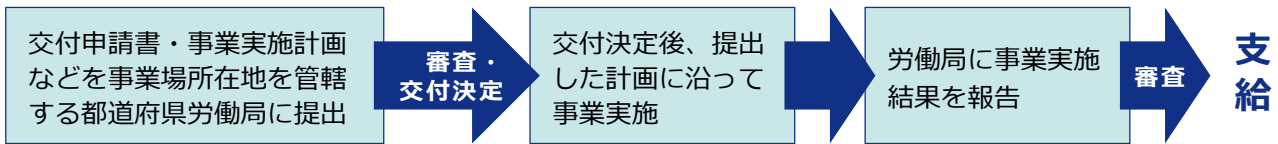
- (例) POSレジシステム導入による在庫管理の短縮、リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮、顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化、専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 など

拡充のポイント

原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます
新型コロナの影響で売上等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	<p>「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。</p> <p>※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）</p>
(b) 売上等が減少している事業者の要件緩和	<p>「新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少している事業者」の要件を緩和します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売り上げ減少幅 : 「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間 : 「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	<p>(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。</p>
(d) 助成対象経費の要件緩和	<p>特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。</p> <p>「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」</p>

助成金支給までの流れ



各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円 コース	30円 以上	1人	30万円	以下の要件を両方 満たす事業場 • 事業場内最低賃 金と地域別最低 賃金の差額が30 円以内 • 事業場規模100 人以下 ※ 千葉県の場合、地域 別最低賃金は、令和 4年10月1日から は984円です。	3 / 4 生産性要件を 満たした場合は 4 / 5
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上※	120万円		
45円 コース	45円 以上	1人	45万円	以下の要件を両方 満たす事業場 • 事業場内最低賃 金と地域別最低 賃金の差額が30 円以内 • 事業場規模100 人以下 ※ 千葉県の場合、地域 別最低賃金は、令和 4年10月1日から は984円です。	3 / 4 生産性要件を 満たした場合は 4 / 5
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上※	180万円		
60円 コース	60円 以上	1人	60万円	以下の要件を両方 満たす事業場 • 事業場内最低賃 金と地域別最低 賃金の差額が30 円以内 • 事業場規模100 人以下 ※ 千葉県の場合、地域 別最低賃金は、令和 4年10月1日から は984円です。	3 / 4 生産性要件を 満たした場合は 4 / 5
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上※	300万円		
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	以下の要件を両方 満たす事業場 • 事業場内最低賃 金と地域別最低 賃金の差額が30 円以内 • 事業場規模100 人以下 ※ 千葉県の場合、地域 別最低賃金は、令和 4年10月1日から は984円です。	3 / 4 生産性要件を 満たした場合は 4 / 5
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上※	600万円		

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①または②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

②物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

お問い合わせ

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

申請書等の提出先

千葉労働局雇用環境・均等室 企画部門（電話番号：043-306-1860）

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階

業務改善助成金（特例コース）のご案内

※ 令和4年9月から、対象期間延長とともに
「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました 【千葉版】

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大します

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【 令和4年12月まで 】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者**
 - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
※ただし、引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、**引き上げ後の賃金額を支払っていること**
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと**
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

通常コースとの違い

業務改善助成金は、通常コースと特例コースがあります。通常コースは今後の賃金引上げ（申請後に引き上げ）、特例コースは過去の賃金引上げが対象になります。特例コースは利益率、売上高等が基準以上減少していることが申請の必須要件になります。

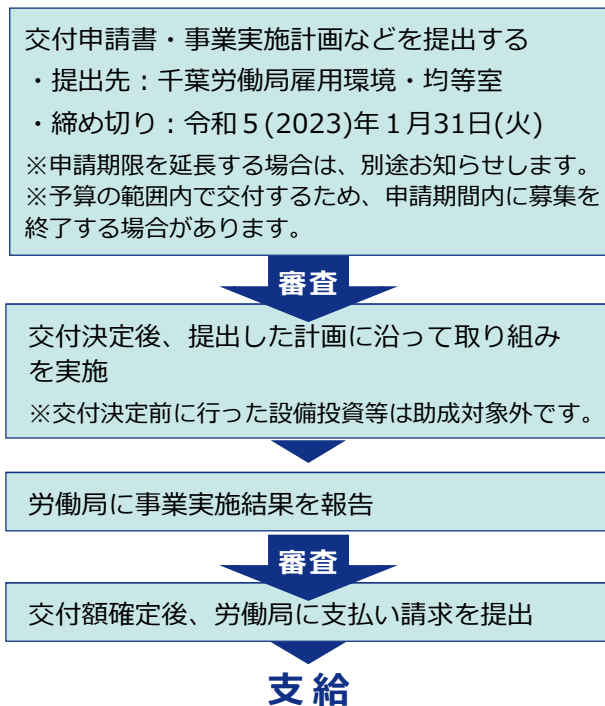
- (例) ・千葉県最低賃金の改正に合わせて令和4年10月1日に時間額953円から984円に引き上げた後、さらに1014円に引き上げることを計画している。→ **通常コース**
・千葉県最低賃金の改正に合わせて令和4年10月1日に時間額953円から984円に引き上げた。原材料費の高騰で、売上高総利益率が対前年同月比5%ポイント低下している。→ **特例コース**

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：例えば、POSレジ、自動釣銭機、食器洗浄機、リフト式福祉車両、配達用バイク、顧客管理システム、給与システム、業務用製氷機、ベルトコンベア、個包装機、PC・タブレットの新規購入などのほか、 乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車（R4.9.1拡充）も対象
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額・助成率

助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額 × 助成率
助成率	3 / 4

助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

※ 助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

申請書等の提出先

千葉労働局雇用環境・均等室 企画部門（電話番号：043-306-1860）
〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階

事業主、
労務担当者様

ぜひ

秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

専門家に ご相談ください!

(社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか？

残業60時間超の賃金引き上げ

義務化 (2023年4月)

育児・介護休業規程の改訂

(2022年4月、10月)

パワーハラスメント防止措置策定

中小企業にも義務化 (2022年4月)

同一労働同一賃金

時間外労働の上限規制

年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「千葉働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の内容にとどまらず、改正された育児・介護休業法（男性の育児休業取得促進）、仕事と育児や介護の両立支援、治療と仕事との両立（不妊治療、がん、脳疾患等）、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、副業・兼業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問
- ② 電話・メール
- ③ センター来所

オンラインでの
ご相談にも対応可能



千葉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-174-864

受付時間 平日9:00~18:00

住所 〒260-0013
千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7F

MAIL hk12@mb.langate.co.jp FAX 043-301-5835

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 千葉

検索



2019年4月～

年次有給休暇の
確実な取得

大企業 2019年4月～
中小企業 2020年4月～

時間外労働の
上限規制

大企業 2020年4月～
中小企業 2021年4月～

同一労働同一賃金

2022年
4月～



育児・介護休業法における義務化
パワーハラスメント防止措置の義務化
女性活躍推進法における義務化^(※)



(※) 労働者101人以上の事業主

個別訪問申込書

千葉働き方改革推進支援センター

FAX: 043-301-5835

事業場名			ご担当者 氏名																					
所在地	〒 -																							
連絡先	電話			E-MAIL																				
	FAX																							
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 ()		<input type="checkbox"/> オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を申し上げます。																					
相談内容 ✓をお付け 下さい	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制</td> <td><input type="checkbox"/> 人手不足</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用</td> <td><input type="checkbox"/> 最低賃金制度</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 36 協定</td> <td><input type="checkbox"/> 無期転換制度</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善)</td> <td><input type="checkbox"/> 生産性向上への対応</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し</td> <td><input type="checkbox"/> 賃金制度全般</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> テレワーク</td> <td><input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備</td> <td><input type="checkbox"/> 高度プロフェッショナル制度</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け</td> <td><input type="checkbox"/> ハラスメントの防止措置</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 治療と仕事との両立 (不妊治療、がん、脳疾患 等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他【</td> <td>】</td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制	<input type="checkbox"/> 人手不足	<input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用	<input type="checkbox"/> 最低賃金制度	<input type="checkbox"/> 36 協定	<input type="checkbox"/> 無期転換制度	<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善)	<input type="checkbox"/> 生産性向上への対応	<input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し	<input type="checkbox"/> 賃金制度全般	<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価	<input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備	<input type="checkbox"/> 高度プロフェッショナル制度	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け	<input type="checkbox"/> ハラスメントの防止措置	<input type="checkbox"/> 治療と仕事との両立 (不妊治療、がん、脳疾患 等)		<input type="checkbox"/> その他【	】
<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制	<input type="checkbox"/> 人手不足																							
<input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用	<input type="checkbox"/> 最低賃金制度																							
<input type="checkbox"/> 36 協定	<input type="checkbox"/> 無期転換制度																							
<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善)	<input type="checkbox"/> 生産性向上への対応																							
<input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し	<input type="checkbox"/> 賃金制度全般																							
<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価																							
<input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備	<input type="checkbox"/> 高度プロフェッショナル制度																							
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け	<input type="checkbox"/> ハラスメントの防止措置																							
<input type="checkbox"/> 治療と仕事との両立 (不妊治療、がん、脳疾患 等)																								
<input type="checkbox"/> その他【	】																							

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報 (以下「個人情報」) を取得する事業者: ランゲート株式会社 (以下「当社」)
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先:
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL: privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和4年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(以下「本事業」) の相談支援のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者 (中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家) に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である千葉労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について 同意する (チェックしてください)

千葉県の最低賃金一覧表

別表1

知っていますか？ 自分の最低賃金

千葉労働局

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発効 年月日	最低賃金の適用について
[地域別最低賃金] 千葉県最低賃金	984	令和 4.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	984	令和 4.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和4年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(984円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,054	令和 4.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	984	令和 4.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和4年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(984円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,013	令和 4.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	984	令和 4.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和4年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(984円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	984	令和 4.10.1	*各種商品小売業(848円)は、令和4年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(984円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	984	令和 4.10.1	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和4年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(984円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業に含まれない事業所…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業(他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

生産用機械器具製造業に含まれない事業所…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

※注② 各種商品小売業とは、衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)や臨時に支払われる賃金(結婚手当など)は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



最低賃金特設サイト



労働基準監督署



本表のダウンロード

千葉県最低賃金の推移 (令和4年12月25日現在)

(単位円)

年度	地域別	特定最低賃金						
	千葉県最低賃金	調味料製造業	鉄鋼業	一般機械器具製造業(略称)	電気機械器具製造業(略称)	精密機械器具製造業(略称)	各種商品小売業	自動車(新車)小売業
平成元年	503			570	565	557	538	554
	4,019			4,560	4,520	4,454	4,300	4,430
2年	527	583	609	600	594	586	567	587
	4,212	4,664	4,872	4,800	4,750	4,681	4,530	4,695
3年	553	620	642	632	625	617	600	622
	4,420	4,953	5,129	5,053	4,996	4,929	4,800	4,969
4年	576	647	670	660	653	644	628	650
	4,607	5,170	5,354	5,275	5,221	5,146	5,020	5,193
5年	594	668	691	681	675	665	649	672
	4,751	5,343	5,526	5,447	5,395	5,318	5,188	5,369
6年	609	685	708	699	694	683	667	691
	4,867	5,477	5,664	5,584	5,547	5,457	5,330	5,521
7年	623	701	725	715	711	699	683	708
	4,977	5,605	5,794	5,717	5,686	5,585	5,462	5,658
8年	635	717	741	731	727	715	699	724
	5,080	5,729	5,922	5,848	5,816	5,713	5,590	5,787
9年	650	733	758	748	744	731	715	741
	5,190	5,858	6,058	5,984	5,952	5,846	5,720	5,923
10年	662	746	772	762	758	745	728	755
	5,282	6,967	6,171	6,096	6,063	5,953	5,824	6,035
11年	667	753	779	769	765	752	735	762
	5,329	6,023	6,229	6,152	6,119	6,009	5,878	6,091
12年	672	759	785	776	771	758	741	768
	5,372	6,071	6,280	6,202	6,168	6,058	5,929	6,141
13年	676	764	791	781	777	763	746	773
	5,408	6,110	6,321	6,243	6,210	6,098	5,967	6,183
14年	677	765	792	782	779	764	747	774
15年	677	766	793	783	780	765	747	775
16年	678	767	795	785	782	767	748	777
17年	682	771	800	789	786	771	751	781
18年	687	775	806	794	791	776	756	786
19年	706	785	819	805	803	788	767	799
20年	723	795	829	814	813	798	775	807
21年	728	800	836	817	817	801	777	809
22年	744	806	846	823	824	808	782	815
23年	748	810	850	827	829	812	788	819
24年	756	817	857	833	836	819	795	827
25年	777	827	867	843	846	829	807	838
26年	798	839	880	855	859	841	819	850
27年	817	852	893	869	872	854	832	865
28年	842	868	915	884	887	869	848	880
29年	868	889	938	902	906	887	* 868	900
30年	895	* 895	965	922	928	* 895	* 895	922
令和元年	923	* 923	993	* 923	951	* 923	* 923	* 923
2年	925	* 925	995	* 925	954	* 925	* 925	* 925
3年	953	* 953	1,023	* 953	981	* 953	* 953	* 953
4年	984	* 984	1,054	* 984	1,013	* 984	* 984	* 984

平成13年度までの下段は日額。14年度から時間額のみ。 特定最賃の*は千葉県最低賃金が適用されます。